

平成 29 年 第 2 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

(追 加 分)

○ 説 明 順

1 議 案 第 48 号 ~ 議 案 第 49 号 (降 壇)

平 成 29 年 6 月 8 日 提 出

伊 佐 市 長

追加提案いたしました議案第48号「和解及び損害賠償の額を定めること」について説明申し上げます。

本件につきましては、環境政策課事務所敷地内において、市嘱託職員が除草作業を行っていたところ、使用していた刈払機によってはじかれた石が、駐車してあった車両の窓ガラスを損壊したもので、事故の過失割合は、市を100パーセント、相手方を0パーセントとし、市は相手方に32,400円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約し、和解するものであり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費につきましては、市が賠償責任を負うべき事故が発生したことから、その損害賠償に伴う経費について新たに措置を講じております。

消防費につきましては、伊佐市女性消防団員が全国女性消防操法大会に出場するための経費について新たに措置を講じております。

教育費につきましては、平成28年度からの繰越明許費にて羽月小学校の校舎外壁改修工事を予定しておりますが、同時に施工すべき工事が判明いたしましたので、羽月小学校の校舎窓枠等の防水工事に要する経費について新たに措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入につきましては、繰入金及び諸収入に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億9,412万1千円とするものであります。

以上、議案2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————